

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>オーストラリア産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第2のオーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、<u>規則、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）及び平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（植物防疫法施行規則別表2の付表第2のオーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準。以下「告示」という。）</u>に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>1 蒸熱処理施設 告示4の蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)によりこん包する際に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。 (削る。)</p> <p>ア (略) イ <u>こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限り。）で覆われていること。</u></p> <p>(2) こん包場所</p>	<p>オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第2のオーストラリア連邦産のR2E2種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、<u>平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）</u>に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>1 消毒施設 告示4の<u>生産地における消毒のための蒸熱処理施設</u>は、次の条件を満たしているものとする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の(1)の<u>こん包</u>に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満たしているものとする。 ア <u>生果実をこん包に収納する前にポリエチレン等の包装材料（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限り。）で包み込んでいること。</u> イ (略) ウ 全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限り。）で覆われていること。</p> <p>(2) こん包場所</p>

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備であること。

イ・ウ (略)

3 (略)

4 蒸熱処理施設、こん包場所及び保管場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4の蒸熱処理施設、告示6のこん包場所及び告示7の保管場所について、それぞれ1、2の(2)及び3の(1)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 消毒及び検査の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5による消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア植物防疫機関又はオーストラリア植物防疫機関が指定した者と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を摂氏48.0度として、生果実を飽和蒸気により室温から90分間以上(ただし、R2E2種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマ一種のマンゴウの生果実の消毒を行う場合にあっては60分間以上)かけて加温し、引き続き、庫内温度摂氏48.0度以上の飽和蒸気により積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心(ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心)の温度が摂氏47.0度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。

告示6の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られている等、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ(以下「ミバエ類」という。)の侵入を防止するための設備であること。

イ・ウ (略)

3 (略)

4 消毒施設及びこん包場所の調査

(1) 植物防疫官は、告示4の消毒施設、告示6のこん包場所及び上記3の保管場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

(2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア植物防疫機関が行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示5の消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を飽和蒸気により48.0度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心(ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心)の温度が47.0度に達した後、その温度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認する。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5による検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関又はオーストラリア植物防疫機関が指定した者が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票をちよう付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label
For _____ MANGO
Master Certificate No. _____
Package No. _____
Date of Disinfestation: _____
Certified by _____
(Australian Inspector)

オ (略)

(3) (略)

6 (略)

7 表示

(1) (略)

ア (略)

イ 仕向地の表示

(ア) (略)

(イ) 日本向け

(2) 輸出検査の確認

ア 告示5の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の2パーセント以上についてオーストラリア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ・ウ (略)

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票をちよう付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label
For _____ MANGO
Master Certificate No. _____
Package No. _____
Date of Disinfestation: _____
Certified by _____
(Australian Inspector)
Certified by _____
(Japanese Inspector)

オ (略)

(3) (略)

6 (略)

7 表示

(1) (略)

ア (略)

イ 仕向地の表示

(ア) (略)

(イ) 日本向

- (2) (略)
- ア (略)
- イ 日本における検疫前に封印を破ると、当該生果実の輸入が禁止されること。

8 輸入検査

- (1) ~ (3) (略)
- (削る。)

(4) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

- ア (略)
- イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

- (2) (略)
- ア (略)
- イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。

8 輸入検査

- (1) ~ (3) (略)

(4) (1)、(2) 及び (3) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程 (昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号) によるものとする。

(5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

- ア (略)
- イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。